

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
11月7日
(金曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課).....二
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....三
- 保安林指定の解除(美祢市)(森林整備課).....四
- 解除予定保安林(下関市)(森林整備課).....四
- 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....四
- 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課).....四
- 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四
- 換地計画書の縦覧(農村整備課).....五
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

山口県告示第五百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
中尾内科医院		宇部市海南町五番一―二号		平成二〇、八、三一
わたぬきクリニク		萩市大字東浜崎町五三		〃 三、〃
久賀病院		大島郡周防大島町大字久賀四一四		〃 八、〃
みなみ薬局		岩国市南岩国町一丁目二四番六〇一―二号		〃 〃 〃

山口県告示第五百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
わたぬきクリニク		萩市大字東浜崎町五三		平成二〇、四、一
中村薬局		下松市大字末武上一―七六		平成 五、〃 〃

山口県告示第五百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

施 術 者 の 氏 名	名 施	称 術	所 在 地	指 定 年 月 日
福島 義典	湯田	整骨院ミヤノ分院	山口市宮野上一六二の一	平成二〇、八、三〇

山口県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	廃止年月日
ウエルビー山口株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一〇号	サンキ・ウエルビー介護センター岩国中央	岩国市麻里布町四丁目一六番二号	訪問介護	平成二〇、九、三〇
有限責任中間法人りんか	岩国市川口町一丁目八番一〇号	街かどケアホームりんか	川口町一丁目八番六号	認知症対応型共同生活介護	〃 八、三一

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	廃止年月日
ウエルビー山口株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一〇号	サンキ・ウエルビー介護センター岩国中央	岩国市麻里布町四丁目一六番二号	介護予防訪問介護	平成二〇、九、三〇

山口県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
居宅介護事業者		居宅介護事業所	山口県知事	二井 関 成	平成二〇、九、三一

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一〇号	サンキ・ウエルビー介護センター岩国中央	岩国市麻里布町四丁目一六番二号	訪問介護	平成二〇、九、三〇

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社参輪	岩国市周東町下久原一〇二の七	みき薬局	〃 〃 〃	居宅療養管理指導	平成一九、一、一〇

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
近藤 幸宏	熊毛郡上関町大字室津五五二	近藤医院	熊毛郡上関町大字室津五五二の二	〃	〃

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人一陽会	山口市折本一丁目九番一〇号	藤原内科デイサービスセンター	山口市折本一丁目九番一〇号	通所介護	平成二〇、九、三〇

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
有限責任中間法人日本地域福祉協会	神戶市長田区雲雀ヶ丘一丁目二番五号	街かどケアホームりんか	岩国市川口町一丁目八番六号	〃	〃

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
合資会社虹	長門市油谷久富一五八八の一	小規模デイサービス虹	長門市油谷久富一五八八の一	〃	〃

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ホームケアサービス	下関市長府才川一丁目三五番二二号	株式会社ホームケアサービス	宇部市大字際波一三三七の二	福祉用具貸与	〃

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
有限責任中間法人日本地域福祉協会	神戶市長田区雲雀ヶ丘一丁目二番五号	街かどケアホームりんか	岩国市川口町一丁目八番六号	認知症対応型共同生活介護	〃

山口県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	山口県知事	二井 関 成	平成二〇、九、三一

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人長門市社会福祉協議会	長門市東深川一三二一の一	居宅介護支援事業所しあわせ	長門市東深川一三二一の一	〃	〃

山口県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

特定福祉用具販売事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	特定福祉用具販売事業者 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社ホームケアサービス山	下関市長府才川一丁目三五番二	株式会社ホームケアサービス山	宇部市大字際波	平成二〇、八、一
株式会社ホームケアサービス山	宇部市大字際波	株式会社ホームケアサービス山	宇部市大字際波	平成二〇、八、一

山口県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業者 名 称	所 在 地	事業の 種類	指 定 年 月 日
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一	サンキ・ウエルビー介護センター 岩国中	岩国市麻里布町四丁目一六番二	介護予防訪問	平成二〇、一〇、一
医療法人一陽会	山口市折本一丁目九番一二	藤原内科デイサービスセンター	山口市折本一丁目九番一二	介護予防通所	"
有限責任中間法人日本地域福祉協会	神戸市長田区雲雀ヶ丘一丁目二番五	街かどケアホームりんか	岩国市川口町一丁目八番六	"	"
医療法人扶老会	宇部市大字船木八三三	老人保健施設老健ふなき	宇部市大字船木八三三	介護予防通所	平成一四、八、一

" " " " " " " " " " " "

株式会社ホームケアサービス山	下関市長府才川一丁目三五番二	株式会社ホームケアサービス山	宇部市大字際波	介護予防施設	平成二〇、九、一
株式会社ホームケアサービス山 <td>宇部市大字際波</td> <td>株式会社ホームケアサービス山</td> <td>宇部市大字際波</td> <td>介護予防施設</td> <td>平成二〇、九、一</td>	宇部市大字際波	株式会社ホームケアサービス山	宇部市大字際波	介護予防施設	平成二〇、九、一

山口県告示第五百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社ホームケアサービス山	下関市長府才川一丁目三五番二	株式会社ホームケアサービス山	宇部市大字際波	平成二〇、八、一

山口県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	認可年月日
防府市佐野堰土地改良区	平成二〇、一〇、三〇

山口県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美祢市美東町綾木字姥ヶ浴一三二二の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため

山口県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊北町大字角島字後田無手八五三の一
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
公共施設用地とするため

山口県告示第五百四十三号

公営住宅法施行令第一条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関成

表東岐波県営住宅の項を次のように改める。

東岐波県営住宅	
一号楼	〇・九七
一号楼から二号楼まで	〇・七〇

山口県告示第五百四十四号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関成

表東岐波県営住宅の項中「三〇〇」を「二九〇」に改める。



（四二八）特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十年十二月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	特定非営利活動法人琴芝ふぁんくらぶ
代 表 者 の 氏 名	清水 正昭
主たる事務所の所在地	宇部市琴芝町一丁目二番一〇号

(四二九) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、萩市福栄地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

萩市福栄地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年十一月十日から同年十二月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四三〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年十一月七日

山口県知事 二井 関 成

一 工区に含まれる地域の名称

長門市日置上字当練及び字城南平(五―一―一工区及び七―一工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長門市日置上八八五番地

ヤマネ鉄工建設株式会社

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市古開作字広瀬中島

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施七〇四番地の一

マツト株式会社

平成二十年十一月七日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）